

議案第 38 号

杉並区立学校教科用図書採択に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年3月25日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

教科書調査委員会の委員とされる職に主務教諭を加える必要がある。

杉並区立学校教科用図書の採択に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 号

杉並区立学校教科用図書の採択に関する規則の一部を改正する規則

杉並区立学校教科用図書の採択に関する規則（平成 1 6 年杉並区教育委員会規則
第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項及び第 9 条第 2 項中「指導教諭」の次に「、主務教諭」を加える。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

杉並区立学校教科用図書の採択に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
(教科書調査委員会) 第3条 略 2 調査委員会は、小学校又は中学校の校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主務教諭及び教諭（以下「校長等」という。）の中から、教育委員会が任命する委員により組織する。 (特別支援教育教科書調査委員会) 第9条 略 2 特別支援教育教科書調査委員会は、特別支援学校並びに学校教育法第81条第2項に定める特別支援学級を設置する小学校及び中学校（以下「特別支援学校等」という。）の校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主務教諭及び教諭の中から、教育委員会が任命する委員により組織する。	(教科書調査委員会) 第3条 略 2 調査委員会は、小学校又は中学校の校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、<u> </u>及び教諭（以下「校長等」という。）の中から、教育委員会が任命する委員により組織する。 (特別支援教育教科書調査委員会) 第9条 略 2 特別支援教育教科書調査委員会は、特別支援学校並びに学校教育法第81条第2項に定める特別支援学級を設置する小学校及び中学校（以下「特別支援学校等」という。）の校長、副校長、主幹教諭、指導教諭<u> </u>及び教諭の中から、教育委員会が任命する委員により組織する。